

立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程

(目的)

第1条 立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程(以下「本対策基準」という。)は、立正大学(以下「本学」という。)における情報セキュリティの確保を継続的かつ発展的に推進するため、「立正大学情報セキュリティ基本方針に関する規程」に基づき、情報セキュリティ対策に関する事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 本対策基準は、情報のセキュリティを確保した状態で本学の情報資産を利用するために必要規約類を策定するにあたり、踏まえるべき基本的な基準を記載する。

2 必要規約類の策定は、個人情報保護法及び不正アクセス防止法、情報セキュリティに関連する各種法令に則ったリスクアセスメントの結果と本対策基準をもとに定義する。

3 昨今の情報技術の進展の速さ及び情報管理に対する社会的な要求の変化の急激さを考慮し、本対策基準も含めて必要規約類の見直しを適宜実施する。

(適用範囲)

第3条 本対策基準は以下の各号に定める情報資産を対象とする。

- (1) 本学が所有または管理する情報システム、およびこれに接続された情報機器
- (2) 本学との契約または協定に基づき提供される情報システム
- (3) 第1号または第2号の利用者もしくは利用する部署が、本学の教育、研究その他の業務のために作成または取得した情報で、当該情報システムまたは情報機器に記憶させたもの
- (4) 第1号または第2号に定める情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務に係る情報で、書面に記載されたもの

なお、本対策基準および各対策規約類は、本学の教員および職員に対して適用するものとする。学生については、別に定める学生向け対策基準を適用するものとする。

(用語の定義)

第4条 本対策基準において使用する用語の定義は以下の各号の定めるところによる。

- (1) 情報資産
情報システムおよび情報システムに記録された情報、ならびに情報を管理する仕組み(情報システムならびにシステムの開発・運用および保守のための資料等)のすべての情報をいう。
- (2) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性、および可用性を維持すること。機密性、完全性、および可用性については以下の項を参照すること。
- (3) 機密性
情報にアクセスすることが許可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。
- (4) 完全性
情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。
- (5) 可用性
許可された利用者が、必要な時に情報にアクセスできることを確実にすることをいう。
- (6) 情報システム
ハードウェアおよびソフトウェアからなる情報機器、有線または無線のネットワークおよび記録媒体で構成された情報の作成、利用、および管理のための仕組み。
- (7) 情報セキュリティポリシー
本学の情報セキュリティ基本方針に関する規程をいう。
- (8) 対策実施手順

情報セキュリティポリシー実施に関して必要な事項を定めた情報セキュリティ対策実施手順および計画をいう。

- (9) インシデント
情報セキュリティに関し、意図的あるいは偶発的に生じる、本学の諸規程または法律に違反する事故もしくは事件をいう。
- (10) 個人情報
生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人別に付された番号、または当該個人を識別できる情報をいう。
- (11) 利用者
役員、本学就業規則に基づき雇用されている教職員、本学に在籍する院生、学生、および正当な手続きにより情報システムの利用を認められた者をいう。
- (12) 部署
本学事務組織規程の別表に定められた学部、研究科、研究所、事務部局、事務室等をいう。ただし、立正大学付属中学校、同高等学校を除く。
- (13) アクセスコントロール
情報の内容に応じて、情報にアクセス可能な利用者を定めることをいう。
- (14) オペレーティングシステム
入出力機能やディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアのことをいう。
- (15) マルウェア
コンピュータの正常な利用を妨げたり、利用者やコンピュータに害を成す不正な動作を行うソフトウェアの総称。利用者やコンピュータに不正・有害な動作を行う様々なコンピュータプログラムを含む概念で、コンピュータウイルスやワーム、トロイの木馬、スパイウェア、ランサムウェア等が含まれる。
- (16) コンプライアンス
守られるべき倫理や行動規範なども含んだルールを遵守し、社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないことをいう。

(必要規約類策定に関する基準)

第5条 必要規約類を策定するにあたり基準は以下の各号の定めによる。

- (1) 情報機器等の学外持出、学内持込に関する基準
- (2) 情報資産の収集、利用、管理に関する基準
- (3) 啓発、教育に関する基準
- (4) コンプライアンスに関する基準
- (5) 学内システムに関する基準
- (6) アクセスコントロールに関する基準
- (7) 情報セキュリティ確保のための自主点検に関する基準
- (8) 危機管理に関する基準
- (9) 例外に関する基準

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 情報セキュリティポリシーに基づく総括的な意思決定及び学内外に対する責任を負う者として最高情報セキュリティ責任者をおく。最高情報セキュリティ責任者は学長が本学専任教職員から任命する。

(情報セキュリティ実施責任者)

第7条 最高情報セキュリティ責任者を補佐し、情報セキュリティ対策の実施に関し総括的な対応に当たる者として情報セキュリティ実施責任者をおく。情報セキュリティ実施責任

者は情報環境基盤センター長をもって充てる。

(情報セキュリティ担当者)

第8条 部署における情報セキュリティを管理する者として各部署に情報セキュリティ担当者をおく。情報セキュリティ担当者は、学部においては情報環境基盤センター運営委員または学部が定める者、事務部署においては危機管理室の構成員をもって充てる。

(情報セキュリティ技術管理部署)

第9条 学内における情報セキュリティに関する技術的な管理と運用を行う部署として情報環境基盤センターをもって充てる。情報セキュリティ技術管理部署は各部署の情報セキュリティに関する技術的支援を行う。

(情報セキュリティ委員会)

第10条 情報セキュリティポリシーの実施、監査、点検、改善および策定に関して検討するために情報セキュリティ委員会をおく。情報セキュリティ委員会の委員長には最高情報セキュリティ責任者を充て、副委員長には情報セキュリティ実施責任者を充てる。委員については「立正大学情報セキュリティ委員会規程」第3条に定める。

(事務主管)

第11条 本対策基準に関する事務主管部署は情報環境基盤センター品川情報システム課とする。

(改廃)

第12条 本対策基準の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が決定するものとする。なお、これに定めるもののほか、本対策基準の改廃の最終決定は、「立正大学学園規約類の制定に関する規程」第6条の規定による。

附則

- 1 本対策基準は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 本対策基準の施行をもって「立正大学情報セキュリティ対策に関する規程（平成29年4月1日規程第298号）」を廃止する。